

指導医認定委員会 **指導医制度改正について**

● **専門医資格を喪失した 65 歳以上の指導医について**

指導医制度規則 第 8 章 指導医申請資格

第 14 条 **新たに**指導医になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 専門医であること。
2. 指導医指定施設またはこれに準じる診療施設*1 に通算 10 年以上勤務し、救急診療に従事した者であること。
あるいは、救急医学に関連する学会*2 の専門医等の資格を取得後、前記の施設で救急診療に通算 7 年以上従事した者であること。
3. 申請時において、継続して 10 年以上本学会の会員であり、救急医学に関する診療・教育・研究活動を行っている者であること。
4. 申請時において、救急医療に専従していること。
5. 日本救急医学会雑誌 (JJAAM) または、Acute Medicine & Surgery (AMS) に論文を発表していること。

指導医制度規則 第 11 章 指導医の資格喪失・取消・活動休止

第 22 条 指導医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

1. 日本国の医師免許を、喪失・返上したとき、または剥奪されたとき。
2. 本学会の会員資格を喪失したとき。
3. 専門医としての資格を喪失したとき。**ただし、満 65 歳以上の者については、専門医としての資格を喪失しても、指導医としての資格は喪失しない。**
4. 指導医を辞退したとき、または指導医の認定を取り消されたとき。
5. 指導医の更新手続きを行わなかったとき、または更新を認められなかったとき。

● **指導医認定委員会 委員の増員、指導医指定施設の認定要件について**

指導医制度施行細則 第 2 章 指導医認定委員会

第 2 条 指導医認定委員会委員の定員は ~~7 名~~ **9 名**とする。

指導医制度施行細則 第 3 章 指導医指定施設の認定

第 11 条 指導医指定施設は、規則第 4 章第 6 条に定める以外に、原則として次の各項の条件を備えていなければならない。

1. ~~専門医指定施設であること。~~**救急科領域の専門研修基幹施設もしくは専門研修連携施設であること。**
2. ~~5 床以上の救急専用の集中治療病床を有すること。~~**常時 5 例以上の重症救急患者に対して、特定の集中治療病床での集中治療が可能であること。**
3. 救急部門への入院患者数が年間 300 症例以上あること。
4. 救急専任の医師が 5 名以上いること。
5. 救急専任の医師のうち、2 名以上は日本救急医学会指導医であること。

日本救急医学会 指導医認定委員会申し合わせ事項

3. 指導医指定施設認定における集中治療病床について

指導医制度施行細則第 11 条 2 項での特定の集中治療病床とは、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料のいずれかの保険診療加算対象とする病床を指す。